

アートカード使用報告書

使　用　者	機　関（学校名）：茨城県教育研修センター 職・氏名：指導主事・星野 優子
使　用　期　間	令和 5年 7月 28日（金）～令和 5年 7月 28日（金）
使用のねらい	・演習を通して、アートカードを授業で活用するためのアイデアを得る。 ・造形的な見方・考え方を働かせるための授業づくりのヒントを得る。
活　動　名	演習「美術館と連携した授業づくり」
実施方法（活動の流れ）別添可	別添参考

感想等：4人グループで、3種類の活動（マッチングトーク、オノマトペトーク、お話をつくろう）を実施した。活動が進むにつれて対話が弾み、楽しく活動する様子が見られた。複数人で対話をすることで多様な見方や感じ方あることに気付き、鑑賞の面白さに価値を見いだすことができた受講者が多かった。小学校低学年向けの活動について質問が挙がったため、付属のガイドから他の活動も紹介した。

使用風景（写真等）※当館ホームページに使用してもよい写真



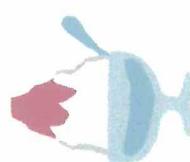
複製画とともに使用した参考資料：
(ワークシートなどがあれば添付願います。)

令和5年度

児童生徒の思いを大切にする 図画工作・美術科授業づくり研修講座

講義・演習「美術館と連携した授業づくり」

- ①アートカード体験
- ②複製画の活用事例
- ③アートランクの活用
- ④ハロー！ミュージアム



第1日：令和5年7月28日(金)
茨城県教育研修センター

①アートカード体験

図画工作・美術科の目標

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について(自分の
感覚や行為を通して)理解する。【知識】

〔共通事項〕

「造形的な視点」を豊かにするための知識

- ・感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する。(小[共]ア)
- ・**形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解すること。**(中[共]ア)
- ・**造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。**(中[共]イ)

①アートカード体験

茨城県近代美術館
The Museum of Modern Art, Ibaraki

展覧会・イベント | 所蔵作品 | 利用・贈収蔵内 | 教育プログラム | 著作権について

アートカードの貸出～茨城県近代美術館コレクション～

茨城県近代美術館の所蔵作品から、調りよくりひがみのアートカードを召し出します。

セント内宮 貸出について

台東区総合・使用料金

問い合わせ先

受取料等別

▼ 貸出の手順

茨城県近代美術館の所蔵作品から、調りよくりひがみのアートカードをしてあります。面には作品のカラーフoto、裏には品質が記載しております。このアートカードは、選択作品が叶へ、ゲーム的要素を取り入れながら作品を楽しむため、遊びながら作品を理解してもらいます。作品・名前・説明文を記載したアートカード(一部)を用意しました。



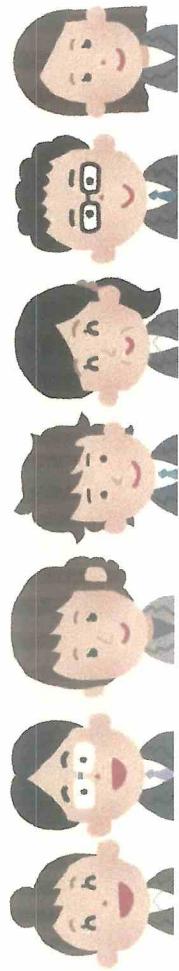
ワーク | 『マッチングトーク』

①アートカード体験

形や色などの特徴から
イメージを深めよう

- ① 4人組、カードを一人3枚
- ② 残りのカードは山にする
- ③ 山から一枚ひく
- ④ 手持ちカードとの共通点を見付ける
見付からない時は、山から引く
- ⑤ 共通点を伝え、メンバー全員納得したら並べる

今後の図画工作・美術科の授業では、
どのようなことに取り組んでいきたいで
しょう。



終わりに…

①アンケートの回答

8/1(火)までに、日程表QRコードより
アンケートの入力をお願いします。

②企画展、常設展鑑賞

・午後5時まで見学できます。
・見学後は、自由解散です。



③第2日：令和5年8月4日(金)

「教科に関する研究(図画工作・美術)発表会」と合同開催です。

・詳細は、「研修講座資料室」に掲載。

・昼食をご持参ください。

・午後は、演習です。動きやすい服装を。



令和5年5月1日
第1回デジタル学習基盤特別委員会
基盤特務課 基本政策室

生成AI（Chat GPT）の学校現場での利用に関する今後の対応

※暫定的なものとして公表し、機動的に加除修正していくことを想定

【項目イメージ】[政府全体の議論も踏まえ、夏前を目指すに公表]

- 学校現場での生成AIの利用については、様々な議論や懸念がある
 ⇒ **世間的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権保護の観点等**について、
 リスクの整理が必要
- 一方、学習指導要領では、「**学習の基礎となる尊厳・能力として「情報活用能力」を位置付けている。新たに技術である生成AIをどのように使いこなすか**」という視点や、**自分自身を形成するのに活かす**といった視点も重要

※他方、Chat GPTを利用するOPEN AI社の利用規約によれば、Chat GPTの利用は13歳以上、18歳未満の場合は保護者の許可が必要とされている

- ▶ 学識経験者及び現場教員に対する書面ヒアリングを開始（4月下旬～）
- ▶ 政府のAI戦略チーム（5/8）、AI戦略会議（5/11）
- ▶ 本特別委員会においても、ガイドライン案を更に議論

【ガイドラインver1.0（項目イメージ）[政府全体の議論も踏まえ、夏前を目指すに公表]

- 生成AIについての説明
- 情報活用能力との関係
- 年齢制限や著作権、個人情報の扱い
- 活用が考慮される場面、禁止すべきと考えられる場面
- 授業デザインのアイデア（生成AI自体を学ぶ授業+具体的な活用法）

https://www.mext.go.jp/kagisiryo/mext_00544.html

資料參考

(2) 生成AI活用の適否に関する暫定的な考え方	
<p>子供の発達の段階や実態を踏まえ、年齢制限・保護者の同意書の利用規約の遵守を前提に、教育活動や学習評価の目的を達成する上で、生成AIの利害判断・保護者の同意書の利用規約のかかることを基本とする（特に小学校低学年の段階で最も重要な判断を取る必要がある）。</p> <p>または、生成AIへの連絡において十分な対話を講じられる学校をハイロット的に取り扱うことが適当。</p> <p>利用規約：ChatGPT…13歳以上、15歳未満は保護者同意 Bing Chat…生成、未成年は保護者同意 私は、よく見ていてるので、他が私に似て行動する事がある</p>	
<p>1. 適切でないと考えられる例</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生成AI自体の性質やメリットについて、生成AIによる生成物そのままの成果物として応募・提出すること (2) 各種コンクールの作品やレポートなどについて、教師が評価・音楽・美術等の表現、鑑賞など子供の感性や創造性を評価させたい場合 (3) リアリティに難がある場合 (4) テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の権限を保証された教材を用いる前に安易に使用されること (5) 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成AIから生徒に対し回答せること (6) ①、生成AIが生む文章が生徒達に受け入れられない場合は、学習環境を壊す恐れがある (7) 児童生徒の学習評価を、教師がAIからの出力のみをもつて行うこと (8) 教師が専門性のある問題を詰め込み、人間的な触り合いの中で行べき教育指導を実施せずに、安易に生成AIに相談せること 	
<p>2. 活用が考えられる例</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報モラル教育の一環として、教師が生成AIが生成する結果を含めて使用。その結果は個々の生徒に気付かせること。 (2) 生成AIをめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え、論議する過程で、それを素材として活用せざること。 (3) クリーフの考え方をまとめて、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一連の議論やまとめをして、届かない視点を見つけ出し、課題の理解を深めさせること。 (4) 真言語の自己として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用されること。 (5) 外国人児童生徒等の日本語学習のために活用されること。 (6) 文章として修正した後、結果をワープロソフトの校閲機能を使ってひらがな化せること。 (7) 発展的学習として、生成AIを用いた高精度なプログラミングを行わせること。 (8) 生成AIを活用した問題発見、課題解決能力を範囲外に評価する観点からオーマンテストを行うこと。 	